

拓殖大学における研究データの保存等に関するガイドライン

令和4年7月1日
基準第1号

1. 目的

この拓殖大学における研究データの保存等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、拓殖大学（以下「本学」という。）の研究者が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの管理方法及び保存期間等についての基準を定めることを目的とする。

2. 対象

このガイドラインの適用対象とする研究データは、本学の研究者の研究活動に伴い発生し、又は使用するもののうち、学術論文や学会発表等の研究成果に関するもので、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要とするものとする。

3. 研究データの保存・管理方法

- (1) 研究者は、本学における研究活動により自ら作成又は取得した研究データについて責任をもって保存・管理しなければならない。
- (2) 研究データの保存は、公表した研究成果に対し、後日不正が指摘された際に第三者の検証に対応可能な状態で適切に保存しなければならない。
- (3) 研究者が異動又は退職等により転出した場合は、保存すべき研究データについては、原則として、研究者自らが責任をもって保管・管理する。ただし、転出前の部署において保管・管理することが望ましい場合には、所属組織の長と協議し、適切に対応する。

4. 保存期間

研究データの保存期間は、当該研究成果の発表時点から、以下を基準とする。ただし、研究分野の特性に応じ、各部署又は各研究分野において別の定めをすることができる。

- (1) 文書、数値データ、画像等の研究資料の保存期間は、原則として10年間とする。
- (2) 試料や標本等の有体物の保存期間は、原則として5年間とする。
- (3) 法令等により保存期間が規定されるものがある場合はそれに従う。
- (4) 外部から研究データを受領するにあたり、資料の保存期間に関する契約若しくは定め等が別途ある場合はそれに従う。

5. 各部署における取扱い

各部署は、このガイドラインに定めるもののほか、研究データの保存について必要な事項は、別に定める。

6. 改廃

このガイドラインの改廃は、研究倫理・公的研究費適正化委員会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

このガイドラインは、令和4年7月1日から施行する。ただし、これ以前に発表された研究成果に関わる研究データの保存期間等については、従前の例による。